

練馬区成年後見人等に対する報酬助成のご案内

練馬区では、成年後見制度を利用している方（被後見人等 1）のうち、成年後見人等（ 2）への報酬を支払うことが困難で、一定の要件に当てはまる方に、報酬を助成しています。

- 1 被後見人等とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人をいいます。
- 2 成年後見人等とは、（成年後見人・保佐人・補助人）をいいます。

1 助成の対象となる方

報酬助成の申請を行う時点（被後見人等が死亡した場合は、死亡した時点）で、以下の（1）～（4）の要件をすべて満たしている方が対象となります。

（1） つぎのいずれかに該当すること。

被後見人等（以下「本人」という。）が生活保護法による保護を受けている者、または中国残留邦人等支援法による支援給付を受けている者。

その他別に定めるところにより、区長が助成の必要を認める者。

つぎの要件を満たしている方が対象となります。

賦課決定している直近の年度の住民税が非課税であり、かつ、報酬付与の申立時に家庭裁判所へ提出した財産目録において預貯金等が50万円以下である者

（2） 本人が練馬区内に住所を有していること、または、以下のいずれかに該当すること。

練馬区が行う国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法による病院等に入院、入所または入居中の被保険者の特例の適用を受けていること。

練馬区が行う介護保険の被保険者であって、介護保険法による住所地特例を受けていること。

老人福祉法による練馬区の入所措置を受けていること。

障害者総合支援法により練馬区から介護給付費等の支給決定を受けていること。

身体障害者福祉法または知的障害者福祉法による練馬区の入所措置を受けていること。

生活保護法による練馬区の保護を受けていること。

練馬区内の施設への入所・入居により練馬区内に住所を有していても、他区の国民健康保険の被保険者、介護保険の被保険者、各法による入所措置、介護給付費等の支給決定、生活保護を受けている場合、東京都後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療の被保険者は、対象になりません。

（ただし、練馬区長による成年後見開始審判請求で被後見人等となった者を除く）

（3） 他の区市町村から同様の助成を受けていないこと。

（4） 成年後見人等が、配偶者・四親等内の親族ではないこと。

2 助成内容

(1) 対象費用

家庭裁判所が報酬付与の審判において決定した成年後見人等に対する報酬金額が対象となります。

(2) 対象期間

1回の申請につき12か月分以内とし、報酬付与審判書に記載された期間とします。
成年後見人等が選任された初年の報酬および被後見人等が死亡した場合の報酬については、12か月分以上であっても対象となる場合があります。

(3) 助成金額の上限

月額 20,000 円

家庭裁判所が決定した報酬金額が上限額を下回る場合は、家庭裁判所の決定額を上限とします。

3 申請できる方

本人またはその成年後見人、保佐人、補助人

保佐人および補助人は、代理権を付与されたものに限ります。

4 申請期限

家庭裁判所が決定した報酬付与の審判日の翌日から起算して120日以内にご申請ください。

5 助成決定までの流れ（申請手続きについて）

(1) 下記の窓口に必要な書類をご提出ください。（郵送での提出可）

< 提出書類 >

- (ア) 成年後見人等報酬費用助成申請書（第1号様式）
- (イ) 練馬区成年後見人等報酬費用助成申請に係る提出書類チェックシート
- (ウ) 必要書類 (イ)をご確認のうえ、必要な書類を添付してください。

- (2) 申請書類の審査後、助成金交付決定（不交付決定）の通知を申請者宛に送付します。
- (3) 交付決定の場合は、振込先口座のご案内を送付しますので、必要事項を記入のうえ、ご提出ください。（郵送での提出可）
- (4) ご指定の口座に助成金を振り込みます。

【担当・申請窓口】

〒176-8501 練馬区豊玉北六丁目12番1号 練馬区役所西庁舎3階

練馬区 福祉部 管理課 地域福祉係

(電話) 03 - 5984 - 2716 (FAX) 03 - 5984 - 1214

(メール) TIIKIFUKUSHI02@city.nerima.tokyo.jp